

地域医療推進部会及び救急・災害医療検討部会報告

平成29年度秋田県鷹巣阿仁地域保健医療福祉協議会
「地域医療推進部会」及び「救急・災害医療検討部会」合同会議

日 時：平成30年1月24日（水）
午後1時30分～2時45分
場 所：北秋田地域振興局
3階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者の紹介
- 4 議事
 - (1) 次期「秋田県医療保健福祉計画」（素案）について
 - (2) 介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応について
 - (3) その他
- 5 閉 会

平成29年度秋田県鷹巣阿仁地域保健医療福祉協議会
 「地域医療推進部会」及び「救急・災害医療検討部会」合同会議出席者名簿

○ 委員

NO	所 属	役 職	氏 名	所 属 部 会 名		備 考
				地域医療推進部会	救急・災害医療部会	
1	大館北秋田医師会	会長	奈 良 正 人	○		
2	大館北秋田医師会	理事	上 田 忠	○	○	
3	大館北秋田歯科医師会	監 事	佐 藤 正 孝	○	○	
4	大館北秋田薬剤師会	幹 事	福 田 豊 浩	○		
5	大館北秋田薬剤師会	会 員	岩 川 聰		○	
6	北秋田市民病院	院 長	神 谷 彰	○	○	
7	秋田県看護協会北秋田地区支部	支部長	畠 山 淳 子	○	○	
8	北秋田市消防本部	消防長	中 嶋 誠	○	○	
9	北秋田警察署地域課	課 長	佐 藤 弘 道		○	
10	北秋田市健康福祉部医療健康課	課 長	石 崎 賢 一	○	○	
11	上小阿仁村住民福祉課	課 長	加 藤 浩 二	○	○	

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

○ オブザーバー

1	北秋田市健康福祉部高齢福祉課	係 長	木 村 寛 二	一	一	
---	----------------	-----	---------	---	---	--

○ 県健康福祉部

1	医務薬事課	課 長	伊 藤 淳 一			
2		副主幹	三 浦 貴 之			
3	長寿社会課	主 事	杉 澤 綾 香			

○ 事務局

1	北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部	部 長	相 澤 寛			
2		次 長	千 葉 研 一			
3		課 長	工 藤 千鶴子			
4		主 幹	藤 田 弥 世			
5		副主幹	渡 辺 剛			

秋田県医療保健福祉計画(素案)の概要

資料1

策定の趣旨

平成28年10月に策定した秋田県地域医療構想や、国における医療機能を確保し、県民がいつでも安全で質が高い医療サービスを受けられる体制を目指す。

- 各医療圏において、または圏域を越えた連携により、必要な医療機能を確保し、県民がいつでもどこでも安全で質が高い医療サービスを受けられる体制を構築する。
- 医療機能の適切な分化・連携を進め、地域全体で支える医療提供体制を目指す。
- 社会構造の変化に対応した、保健・医療・介護・福祉が連携して切れ目のない体制を目指す。

計画の基本理念

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画
- 本県の医療提供体制の確保を図るための計画
- 第3期ふるさと秋田元気創造プランを踏まえた計画
- 介護保険事業支援計画等各種計画と整合性を図り策定

計画の位置付け

- 平成30～35年度
(6年間)
※従来の5年間を変更
在宅医療については
中間年の3年目に見直し

計画期間

医療圏の設定

区分	単位地域
一次医療圏	各市町村
二次医療圏	8つの二次医療圏
三次医療圏	県全域（広域的エリアとして 県北・中央・県南を設定）

く二次医療圏の設定方針

- ◎現行の8つの二次医療圏とし、医療機能が不足している疾患有いては、他の二次医療圏との連携体制の構築に努める。
○二次医療圏の在り方を含めた将来的な医療提供体制については、引き続き議論していく。

主な取組・記載事項

5.疾病・5事業及び在宅医療

- 【医師】
○医学教育から初期臨床研修・専門医取得までの一貫したキャリア形成支援
○医師不足の地域や診療科に從事する医師の確保
○女性医師の労働環境の整備
- 【看護師】
○看護師等養成所への運営支援やナースセンターの活用
- 【その他医療従事者】
○歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、リハビリ職等の人材確保と資質向上の取組について記載

その他の医療対策

- 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブショートローム・フレイル予防に向けた啓発等の取組を推進
- 障害保健医療対策、結核・感染症対策、臓器移植対策、難病等対策、血液の確保・適正使用対策、医薬品の適正使用対策等について記載

保健・医療・福祉の総合的な取組

- 「健康寿命日本一に向けた県民運動の推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」のほか、介護保険事業支援計画、障害福祉計画などに基づく取組について記載

医療従事者の確保

- 【医師】
○医学教育から初期臨床研修・専門医取得までの一貫したキャリア形成支援
○医師不足の地域や診療科に從事する医師の確保
○女性医師の労働環境の整備
- 【看護師】
○看護師等養成所への運営支援やナースセンターの活用
- 【その他医療従事者】
○歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、リハビリ職等の人材確保と資質向上の取組について記載

その他の医療対策

- 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブショートローム・フレイル予防に向けた啓発等の取組を推進
- 障害保健医療対策、結核・感染症対策、臓器移植対策、難病等対策、血液の確保・適正使用対策、医薬品の適正使用対策等について記載

保健・医療・福祉の総合的な取組

- 「健康寿命日本一に向けた県民運動の推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」のほか、介護保険事業支援計画、障害福祉計画などに基づく取組について記載

主な取組・記載事項

5.疾病・5事業及び在宅医療

- 【がん】
○がん診療連携拠点病院等の機能等強化
- 【脳卒中】
○急性期脳卒中診療における遠隔画像連携システムの整備
- 【心筋梗塞等の心血管疾患】
○3圏域（秋田周辺と県北3医療圏、県南3医療圏間の連携）
- 県北地区への急性心筋梗塞の治療体制整備に向けた取組の推進
- 【糖尿病】
○秋田県糖尿病重症化予防モデルプログラムによる対策の推進
- 【精神疾患】
○多様な精神疾患ごとに医療機関の役割分担・連携を推進
- 認知症疾患医療センターと関係機関との連携体制の強化支援

その他の医療対策

- 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブショートローム・フレイル予防に向けた啓発等の取組を推進
- 障害保健医療対策、結核・感染症対策、臓器移植対策、難病等対策、血液の確保・適正使用対策、医薬品の適正使用対策等について記載

保健・医療・福祉の総合的な取組

- 「健康寿命日本一に向けた県民運動の推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」のほか、介護保険事業支援計画、障害福祉計画などに基づく取組について記載

医療提供施設・設備の整備

- 【医療機能を考慮した医療提供施設の整備】
○脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備
○高齢者に特有の疾患等の予防・治療や医療機器開発の研究推進
- 【地域の中核的な病院の整備】
○地域医療の中核となる医療機関への支援等について記載
- 【医療情報化、医療安全】
○ICTを活用した地域医療ネットワークの拡大
○情報システム活用による多職種連携の推進
○医療機関の安全管理体制等について記載

その他の医療対策

- 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブショートローム・フレイル予防に向けた啓発等の取組を推進
- 障害保健医療対策、結核・感染症対策、臓器移植対策、難病等対策、血液の確保・適正使用対策、医薬品の適正使用対策等について記載

保健・医療・福祉の総合的な取組

- 「健康寿命日本一に向けた県民運動の推進」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」のほか、介護保険事業支援計画、障害福祉計画などに基づく取組について記載

「秋田県医療保健福祉計画（素案）」に関する 意見募集（パブリックコメント）の実施について

県では、平成30年度から開始する「秋田県医療保健福祉計画」の策定を進めております。

医療法において、都道府県は、国的基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、医療計画を定めることとされています。

現行計画が平成29年度で終了することに伴い、本県における医療の需給状況や患者の疾病構造の変化に対応した地域医療を確保するため、新たな計画を策定するものです。

計画の策定に当たり、次のとおり意見を募集します。たくさんのご意見をお寄せくださるようお願いします。

1 計画の名称

秋田県医療保健福祉計画（素案）

2 関係資料等の閲覧方法

県公式ホームページのほか、健康福祉部医務薬事課（県庁舎2階）、総務部広報広聴課（県庁舎1階）、各地域振興局総務企画部、各地域振興局福祉環境部でご覧いただけます。

3 意見の提出期間

平成30年1月19日（金）から平成30年2月19日（月）まで

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。（意見書様式別紙）

5 意見提出の際の留意事項

意見の提出にあたっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出していただいたご意見については、県の考え方を付して、内容を公開します。その際、住所・氏名は公開しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することができます。また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県健康福祉部医務薬事課

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

電話：018-860-1401

FAX：018-860-3883

電子メール：imuyakujika@pref.akita.lg.jp

(別紙：意見書様式)

FAX(018)860-3883

秋田県健康福祉部 医務薬事課 調整・医療計画班 行き

○〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

○電子メール imuyakuji@pref.akita.lg.jp

「秋田県医療保健福祉計画（素案）」への意見書

お名前	
御住所	
御意見の内容	